

特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）の再評価
岐阜市後期高齢者医療事務
概要版

1. 背景

今般、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年９月１日施行）により、標準化対象業務に指定された業務は、当該業務で使用するシステムを標準化基準に適合するものとするよう義務付けられ、また、政府の提供するクラウドサービス利用環境であるガバメントクラウドの活用が努力義務となりました。

後期高齢者医療事務についても標準化対象事務として指定されたため、岐阜市はガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することとなりました。これは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる重要な変更該当します。そのため、皆様からのご意見を募集いたします。

また併せて、本年１２月２日に被保険者証の発行が終了したことに伴い、評価書中の「被保険者証」の表記を「資格確認書」に改めました。

2. 「特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）」の再評価

（１）ガバメントクラウドの活用（重要な変更部分）

標準準拠システムへの移行にあたり、クラウド事業者の保有・管理するサーバー環境に特定個人情報を保管する、これまで使用していた端末からクラウドの存在するシステムへ接続する通信経路やアクセス制御に変更が生じる等、情報漏えい・滅失等が生じないようにその変更に対応したリスクを識別・再評価しました。ガバメントクラウドの利用にあたり、リスク対策として、物理的対策や技術的対策など、特定個人情報を適切に保護するために、様々なリスク対策をとることについて追記しています。

（２）被保険者証を資格確認書に修正（軽微な変更部分）

令和６年１２月２日をもって健康保険証の発行が終了したことに伴い、評価書中にある被保険者証の表記を資格確認書に改めました。